


長浜市商工会からのお知らせ



令和7年2月3日（第83号）

 **長浜市商工会**

TEL：0749-78-2121

FAX：0749-78-1300

情報配信専用e-mail：news@nagahamasci.or.jp

<目次>

◆補助金・助成金情報

- ① 第13回「事業再構築補助金」
- ② 「中小企業省力化投資補助金」
- ③ 令和7年度「酒類業振興支援事業費補助金」
- ④ 「事業承継・M&A補助金」
- ⑤ 令和7年度「女性の創業等支援助成金」

◆研修会・セミナー情報

- ⑥ 企業内人権教育「経営者研修会」
- ⑦ 「カスタマーハラスメント対策セミナー」 ～職場の安全を築くために～
- ⑧ 中小企業大学校サテライトゼミ「DX・デジタル化の進め方」

◆その他情報

- ⑨ 適切な価格転嫁の促進に向けて ～滋賀県ホームページ～
- ⑩ 中小企業庁「成長加速マッチングサービスの事業者先行登録開始」
- ⑪ 市立長浜病院における弁当等販売事業者募集
- ⑫ 「第二回製品安全4法改正ブロック別説明会」

◆補助金・助成金情報

- ① 第13回「事業再構築補助金」

～ポストコロナに対応した事業再構築をこれから行う事業者を重点的に支援～

対象：

新市場進出、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等。

公募期間： 令和7年1月10日（金）～令和7年3月26日（水）18時まで

補助金の詳細は添付チラシ、中小企業庁ホームページをご覧ください。

中小企業庁ホームページ： <https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

② 「中小企業省力化投資補助金」

IoTやロボットなどの付加価値額向上や生産性向上に効果的な汎用製品を「製品カタログ」から選択・導入することで、中小企業等の付加価値や生産性の向上、さらには賃上げにつながることを目的とした補助金です。

応募期間： 令和6年6月25日（火）～随時受付中

補助率は1/2、補助上限額は従業員数ごとに異なります。

補助金の詳細は添付チラシ、中小企業庁ホームページをご覧ください。

中小企業庁ホームページ： <https://shoryokuka.smri.go.jp/schedule/>

③ 令和7年度「酒類業振興支援事業費補助金」

酒類事業者による、日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓などの海外展開に向けた取組及び国内外の新市場開拓などの意欲的な取組を支援することにより、日本産酒類の輸出拡大及び酒類業の経営改革・構造転換を図るとともに、酒類業の健全な発達を促進することを目的とする補助金です。

補助金の詳細は添付チラシ、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ： <https://www.nta.go.jp/taxes/sake/boshujoho/hojojigyo.htm>

④ 「事業承継・M&A補助金」

中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、事業承継に際しての設備投資や、M&A・PMIの専門家活用費用等を支援します！

補助金の詳細は添付チラシ、中小企業庁ホームページをご覧ください。

中小企業庁ホームページ： https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r7/r6_m_and_a.pdf

⑤ 令和7年度「女性の創業等支援助成金」

地域経済及び商工会女性部事業の活性化を目指し、女性による創業または経営革新への取り組み事例等に対して、全国商工会女性部連合会が支援・助成を行います。

助成対象： 商工会女性部または個人（女性部員）、グループ(代表者が女性部員であり、かつ当該グループ構成員の過半数が女性部員であるものに限る)が実施する事業。
予算： 総額300万円（50万円以内×6事業を想定）
募集締切： 令和7年3月7日（金）

助成金の詳細は添付の助成要領をご覧ください。

◆研修会・セミナー情報

⑥ 企業内人権教育「経営者研修会」

企業における人権教育活動の重要性が年々高まっていることを踏まえ、これまでから各種団体が連携し、企業の経営者の方々を対象とした研修会が開催されています。今年度は、子どもたちの笑顔あふれるまちづくりに取り組む市民団体である「長浜cheer for子育て実行委員会」と共催、研修会が実施されます。

開催日時： 令和7年2月17日（月） 14：00～16：00
会場： びわ文化学習センター「リユートプラザ」ホール
（長浜市難波町505）
内容： 「ウェルビーイングな働き方」～すべての人が幸せに生きるために～
講師： E V O L 株式会社 代表取締役CEO 前野 マドカ氏

研修会の詳細、申込方法等は添付チラシをご覧ください。

⑦ 「カスタマーハラスメント対策セミナー」 ～職場の安全を築くために～

「カスタマーハラスメント（略称カスハラ）」対策は、企業価値を高め、優秀な人材の確保と定着につなげるためにも急務となっています。しかし、対策の必要性を感じてはいるものの、何をすればよいのか頭を悩ませている企業は少なくありません。本セミナーでは、従業員が安心して働くことができる職場づくりのために企業が取り組むべきカスタマーハラスメント対策について分かりやすく解説されます。

日時： 令和7年2月6日（木） 14：00～16：00
実施方法： オンライン生配信（Zoomウェビナー）
講師： 特定社会保険労務士 / 公認心理師 山田 真由子 氏

セミナーの詳細、申込方法等は添付チラシをご覧ください。

⑧ 中小企業大学校サテライトゼミ「DX・デジタル化の進め方」

AI、IoT、RPAなどのデジタル技術が急激に進展しており、今後5Gの普及によりさらなるDX・デジタル化が予想されます。コロナウィルス感染症の影響によるリモートワーク等の職場環境対応や労働生産性の向上など、中小企業におけるデジタル技術の活用もより一層重要となってきています。本研修では、DX・デジタル技術の進展が中小企業に与える影響を理解したうえで、実際にデジタル技術を活用して成果を上げている中小企業の事例や最新のデジタルツールの活用法を押さえ、自社のデジタル化に向けた構想を検討します。

研修期間： 令和7年2月27日（木）～2月28日（金）（2日間、14時間）
会場： 長浜ビジネスサポートセンター（長浜市高田町12-34）
対象者： 経営幹部・管理者

ゼミの詳細、申込方法等は添付チラシをご覧ください。

◆その他情報（リンク先をご案内します）

⑨ 適切な価格転嫁の促進に向けて ～滋賀県ホームページ～

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/syougyou/339117.html>

⑩ 中小企業庁「成長加速マッチングサービスの事業者先行登録開始」

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/network/2024/241220.html>

⑪ 市立長浜病院における弁当等販売事業者募集

<https://www.nagahama-hp.jp/our/statistics/bid.html>

⑫ 「第二回製品安全4法改正ブロック別説明会」

https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/seihin_anzen/20250120seihinanzen_kaiseisetsumei2.html

事業再構築補助金

ポストコロナに対応した事業再構築をこれから行う事業者を重点的に支援

対象

新市場進出、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、中小企業等の挑戦を支援します！

STEP1 基本要件（その他事業類型ごとに補助対象要件あり）

- ① 事業再構築指針に示す「**事業再構築**」の定義に該当する事業であること
- ② 事業計画について金融機関等や認定経営革新等支援機関の確認を受けること
- ③ 補助事業終了後3～5年で**付加価値額の年平均成長率3～4%**（事業類型により異なる）**以上増加**、又は従業員一人当たり**付加価値額の年平均成長率3～4%**（事業類型により異なる）**以上増加**の達成

STEP2 申請手続

- 公募要領で**補助対象者、申請要件、対象経費、スケジュール等を確認**

- **GビズIDを取得**※のうえ、電子申請システムにより申請

※本補助金の申請にはGビズID（アカウント）の取得が必要です。
ID取得に一定期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。

GビズID 検索



審査

STEP3 事業実施、フォローアップ

- 交付候補者決定、交付申請・決定を経て事業を実施

【注意】事前着手制度は**廃止**されました。交付決定前に事業を開始された場合は、補助金の交付対象とはなりませんのでご注意ください。

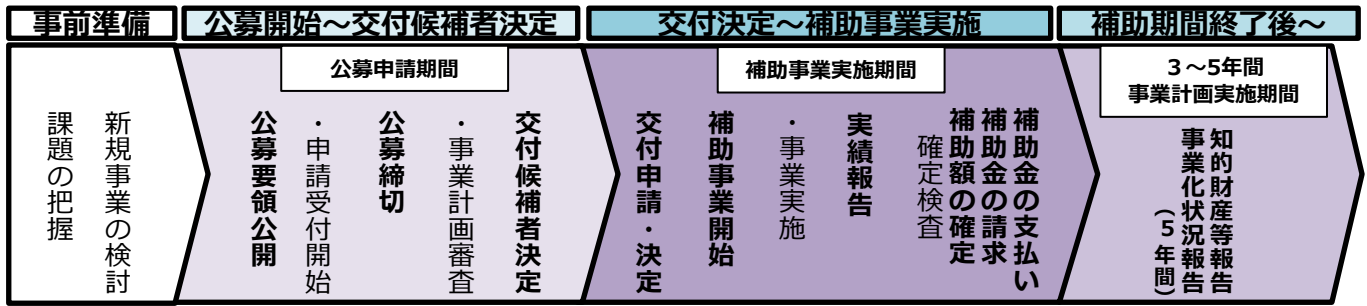
- **補助事業実施期間内に設備投資等を行い、実績報告書を提出**

【注意】補助事業により取得する資産については、法に基づき財産処分に制限が課されますのでご注意ください。

- **3～5年の事業計画に基づき事業を実施し、事業化状況報告を提出**

※5年間、毎年事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。

事前準備から事業終了までの流れ



事業類型の概要

事業類型	補助上限額	補助率
成長分野進出枠（通常類型） ・ポストコロナに対応した、成長分野への大胆な事業再構築にこれから取り組む事業者向け ・国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者向け	【従業員数20人以下】 1,500万円（※2,000万円） 【従業員数21～50人】 3,000万円（※4,000万円） 【従業員数51～100人】 4,000万円（※5,000万円） 【従業員数101人以上】 6,000万円（※7,000万円） （一部廃業を伴う場合2,000万円上乗せ） ※短期に大規模な賃上げを行う場合	中小1/2（※2/3） 中堅1/3（※1/2） ※短期に大規模な賃上げを行う場合
成長分野進出枠（GX進出類型） ・ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組をこれから行う事業者向け	・中小 【従業員数20人以下】 3,000万円（※4,000万円） 【従業員数21～50人】 5,000万円（※6,000万円） 【従業員数51～100人】 7,000万円（※8,000万円） 【従業員数101人以上】 8,000万円（※1億円） ・中堅 1億円（※1.5億円） ※短期に大規模な賃上げを行う場合	中小1/2（※2/3） 中堅1/3（※1/2） ※短期に大規模な賃上げを行う場合
コロナ回復加速化枠（最低賃金類型） ・コロナ禍が終息した今、最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者向け	【従業員数5人以下】 500万円 【従業員数6～20人】 1,000万円 【従業員数21人以上】 1,500万円	中小3/4（※2/3） 中堅2/3（※1/2） ※コロナで抱えた債務の借り換えを行っていない者の場合

更なる支援措置

- [規模拡大] 補助事業終了後3～5年で中小・中堅企業等から中堅・大企業等へと規模拡大する事業者の**上限上乗せ**
 [賃上げ] ①**継続的な賃金引上げ**及び②**従業員の増加**に取り組む事業者の**上限上乗せ**

事業再構築補助金の活用イメージ

建設業

解体工事業

→建築物の解体を行う事業者が、**解体作業時に発生する素材を使用した燃料製造**を新たに開始。

卸売・小売業

飲食料品卸売業

→米、肥料、農業資材等卸売事業者が、**米加工品製造及び販売**を新たに開始。

製造業

半導体製造装置部品製造

→半導体製造装置の技術を応用した**洋上風力設備の部品製造**を新たに開始。

補助対象経費の例

建物費（建物の建築・改修等）、機械装置・システム構築費、技術導入費（知的財産権導入に要する経費）、外注費（加工、設計等）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）、研修費（教育訓練費等）等

【注】補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費、不動産、汎用品の購入費等は補助対象外です。

お問い合わせ

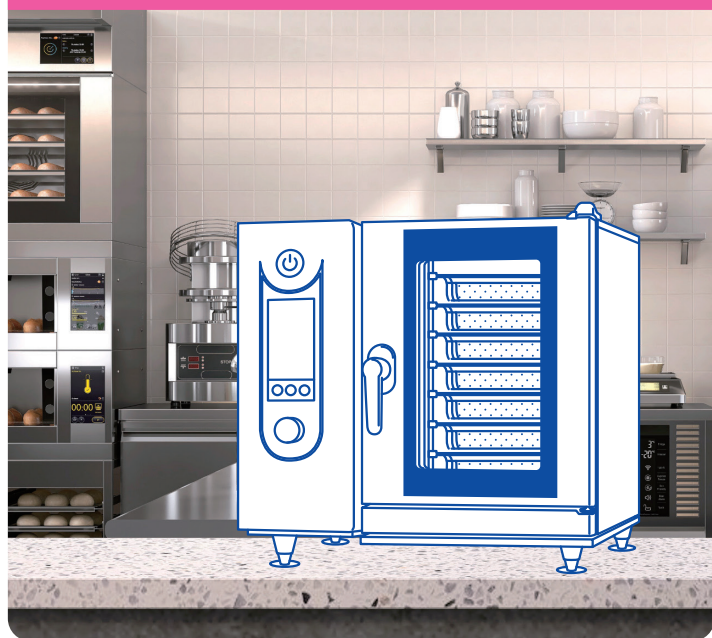
- よくあるご質問
<https://jigyousaikouchiku.go.jp/faq.html>
- 事業再構築補助金事務局コールセンター コールバック予約システム
<https://jigyousaikouchiku.go.jp/callback.html>



例えば、小売業 × 清掃ロボット



例えば、宿泊業 × スチームコンベクションオーブン



中小企業の**人手不足解消**に効果のある「**省力化製品**」を導入するための補助金

中小企業 省力化投資補助金

補助率

1/2

随時申請受付中!



例えば、飲食サービス業 × 券売機



例えば、製造業 × 無人搬送車

中小企業省力化投資補助金とは、

人手不足解消に効果があるロボットやIoTなどの製品を導入するための経費を国が補助することにより、簡易で即効性がある中小企業の省力化投資を促進し、売上拡大や生産性向上を図るとともに賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された省力化製品から、自社の課題に合わせて製品を選択できます!
- 「販売事業者」が製品の導入を支援! 申請・手続もサポートします。
- 補助率は1/2! 補助上限額は従業員数ごとに異なります。



Be a Great Small.
中小機構

● 補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画^{※1}に取り組むものを対象とします。

申請時に全ての従業員の賃金が最低賃金を超えていること、補助金の重複に該当しないことなどの要件^{※2}を満たす必要があります。また、補助金の交付が決定された場合でも事業実績報告の審査によって補助額の減額となる場合があります。

※1. 公募要領「4-1. 補助対象事業の要件」を参照。

※2. 公募要領「4-2. 補助対象事業者の要件」を参照。

● 補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	補助事業実施期間に一定以上の賃上げを達成した場合
5名以下	1/2	200万円	300万円に引き上げ
6~20名		500万円	750万円に引き上げ
21名以上		1,000万円	1,500万円に引き上げ

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

補助上限額の引き上げを適用する場合、事業終了時に①給与と支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります。

※補助上限額を引き上げたが事業終了までに賃上げ未達の場合は、補助額の減額となります。

● 申請から事業完了までの流れ



※1. 申請にはgBizID(アカウント)の取得が必要です。取得には一定期間を要しますので、お早めにお手続きください。 ※2. 中小企業のみなさまは、販売事業者からメールにて【招待(インビテーション)】していただいた後、専用フォームからの申請が可能です。 ※3. 購入した製品の売却や転用、破棄などには制限が課され、残存簿価相当額などを返納いただく必要があります。 ※4. 人員整理・解雇を行っていた場合は、交付決定の取消となる場合があります。 ※5. 確認できない場合は、交付決定の取消となる場合があります。

本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから
中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで
あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル **0570-099-660**

IP電話などからのお問い合わせ **03-4335-7595**

省力化製品に関わる
工業会・製造事業者・販売事業者のみなさま

カタログ登録
サポートセンター

03-6746-1530
でご相談受付中!

● 受付時間：9:30~17:30 / 月曜~金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直しください。

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

目的

酒類事業者による、日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓などの海外展開に向けた取組及び国内外の新市場開拓などの意欲的な取組を支援することにより、日本産酒類の輸出拡大及び酒類業の経営改革・構造転換を図るとともに、酒類業の健全な発達を促進することを目的とする。

施策概要

【海外展開支援枠】

- 酒類事業者による海外販路拡大、商品等の高付加価値化、インバウンドによる海外需要の開拓等の取組
- リソース不足に対応するため上記取組について、複数（3者以上）の酒類事業者が集まって推進する取組

補助率 : 補助対象経費の1/2

補助金額 : 1件当たり 1,000万円上限、50万円下限

ただし、複数（3者以上）の酒類事業者が集まって取組を推進する場合の上限額は、1,200万円（3者）、1,300万円（4者）、1,400万円（5者）、1,500万円（6者以上）

【新市場開拓支援枠】

- 商品の差別化による新たなニーズの獲得
- 販売手法の多様化による新たなニーズの獲得
- ICT技術を活用した、製造・流通の高度化・効率化

補助率 : 補助対象経費の1/2又は2/3（従業員数が20人以下（卸・小売業は5人以下）の小規模酒類事業者）

補助金額 : 1件当たり 500万円上限、50万円下限

※ 給与支給の増加計画を達成できない等の場合において、補助金額の一部を返還

スケジュール

【第1期】○ 公募期間 : 令和7年1月23日（木）～ 令和7年2月27日（木）○ 事業開始 : 令和7年4月下旬以降
○ 採択者決定 : 令和7年4月中旬頃 ○ 事業期限 : 令和8年2月28日（土）

【第2期】○ 公募期間 : 令和7年2月28日（金）～ 令和7年4月24日（木）○ 事業開始 : 令和7年6月下旬以降
○ 採択者決定 : 令和7年6月中旬頃 ○ 事業期限 : 令和8年2月28日（土）

生産性向上を目指す皆様へ

令和6年度補正予算

「事業承継・M&A補助金」で

中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、
事業承継に際しての設備投資や、
M & A・PMIの専門家活用費用等を支援します！

事業承継促進
枠

5年以内に事業承継を予定している場合の設備
投資等に係る費用を補助します

専門家活用
枠

M&A時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、表明保証保険料等）を補助します

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象です

PMI推進
枠

M&A後の経営統合（PMI）に係る費用（専門家費用、設備投資等）を補助します

廃業・
再チャレンジ
枠

事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助します

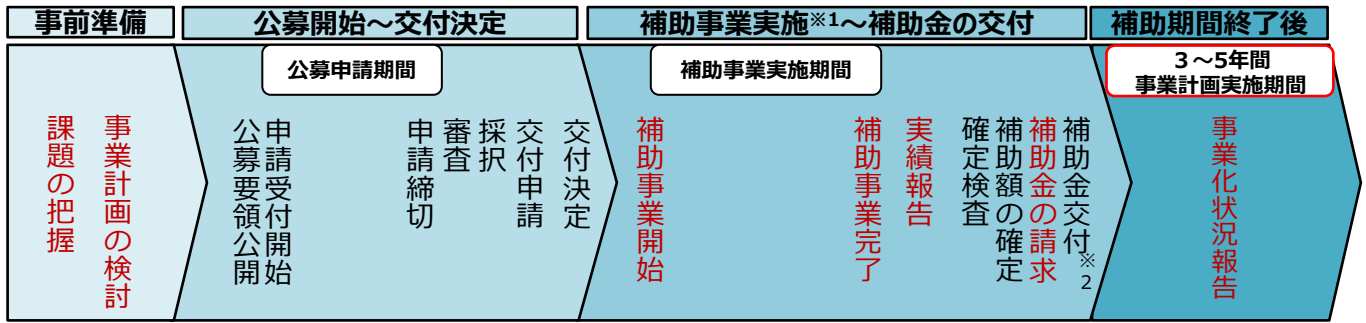
※廃業・再チャレンジ枠は、事業承継促進枠・専門家活用枠・事業統合投資類型と併用できます

※詳細は裏面をご確認ください。

令和6年度補正予算で中小機構に措置



事前準備から事業終了までの流れ



※1：補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費とする。

※2：補助金の交付については、実績報告書等を提出し、実施した事業内容の検査と経費内容等の確認により、交付すべき補助金の額を事務局にて確定した後支払うため、交付決定された場合でも支払われないことがあるため留意すること。

支援枠の概要

	事業承継促進枠	専門家活用枠	PMI推進枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	5年以内に親族内承継又は従業員承継を予定している者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等に係るPMIの取り組みを行う者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
補助上限	800～1,000万円 ※ ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	買い手支援類型： 600～800万円 ※1、 2,000万円 ※2 売り手支援類型： 600～800万円 ※1 ※1：800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算 ※2：100億企業要件を満たす場合	PMI専門家活用類型： 150万円 事業統合投資類型： 800～1,000万円 ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	150万円 ※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1/2・2/3 ※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	買手支援類型： 1/3・1/2、2/3 ※1 売手支援類型： 1/2・2/3 ※2 ※1：100億企業要件を満たす場合：1,000万円以下の部分は1/2、1,000万円超の部分は1/3 ※2 ①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等)のいずれかに該当する場合	PMI専門家活用類型： 1/2 事業統合投資類型： 1/2・2/3 ※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	1/2・2/3 ※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う
対象経費	設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費 等	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	設備費、外注費、委託費 等	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）

お問い合わせ先

補助金事務局の決定後、窓口を設置予定。

応募方法等の詳細はこちらからご確認ください



公募サイト

令和7年度「女性の創業等支援助成金」助成要領について

1. 趣 旨

地域経済及び商工会女性部事業の活性化を目指し、女性による創業または経営革新への取り組み事例等に対して、全国商工会女性部連合会(以下「全女性連」という)が支援・助成を行う。

2. 予 算

- ・助成金 総額 300 万円 (50 万円以内×6 事業を想定)
- ・謝 金 審査委員 (外部専門家等)

3. 助成対象事業

助成対象は、商工会女性部または個人(女性部員)、グループ(代表者が女性部員であり、かつ当該グループ構成員の過半数が女性部員であるものに限る)が実施する事業であって、次のすべてに該当する事業とする。

- (1) 先進的かつビジネスマインドにあふれた事業
- (2) 継続して事業展開するビジョンがある事業
- (3) 地域に波及効果(貢献)がある事業
- (4) 次のいずれかに該当する事業
 - ① 創業(第2創業含む)または経営革新、もしくは、新分野進出のための事業
 - ② 商工会女性部事業として永年取り組み、地域のニーズに応じて個人または有志が開始した事業

4. 助成対象事業の申請

都道府県商工会女性部連合会(以下「県女性連」という)は、前記「3. 助成対象事業」に適合し、助成するに相応しいと思われる事業を選定のうえ、全女性連宛て申請する。

県女性連ごとの申請事業数は、商工会女性部、個人・グループのそれぞれ1件を上限とする。

なお、平成28年1月27日の全女性連 理事会決議事項に基づき、令和6年度の全国統一事業(「商工会女性部手帳」、「輝く女性部活躍推進基金」、「災害対策100円積立基金」)の目標を全て達成した県女性連のみ、申請可能とする。

5. 助成対象事業の選定・審査方法

全女性連は、本事業の趣旨に合致し、助成するに相応しいと認められる事業を次の手順により選定する。

- (1) 助成対象事業選定のため、全女性連内に学識経験者や全女性連役員等で構成する「女性の創業等支援助成金」審査委員会(以下「審査委員会」という)を設置する。
- (2) 審査委員会は、各県女性連から推薦のあった事業について審査し、助成対象事業を選定する。
- (3) 審査委員は、全女性連理事会にて審査結果を発表し、助成対象事業について承認を得る。

6. 事業経過等の報告

助成を受けた者は、指定様式[様式 3]により、全女性連に対して助成金の使途及び事業経過等を令和8年2月27日までに報告するものとする。また助成年度の翌年度から2年間(令和8、9年度)についても、[様式 3]を使用し、事業の経過報告するものとする。

7. 助成件数及び助成金額

助成件数は6件程度とし、助成金額は1事業あたり50万円以内とする。

なお、助成を受けたものが女性部を脱退、または、助成を受けたものの属する女性部や助成を受けた女性部が休廃部となった場合には、それらが発生した年度によって、下記内容で助成金額の全額または一部の返金を要する。

脱退・休部・廃部の時期	返金額
事業開始年度	全額
事業開始翌年度	助成金額のうち 1/2
事業開始翌々年度	助成金額のうち 1/3

8. 提出書類

(1) 女性部が申請する場合：【様式1】、【様式4】

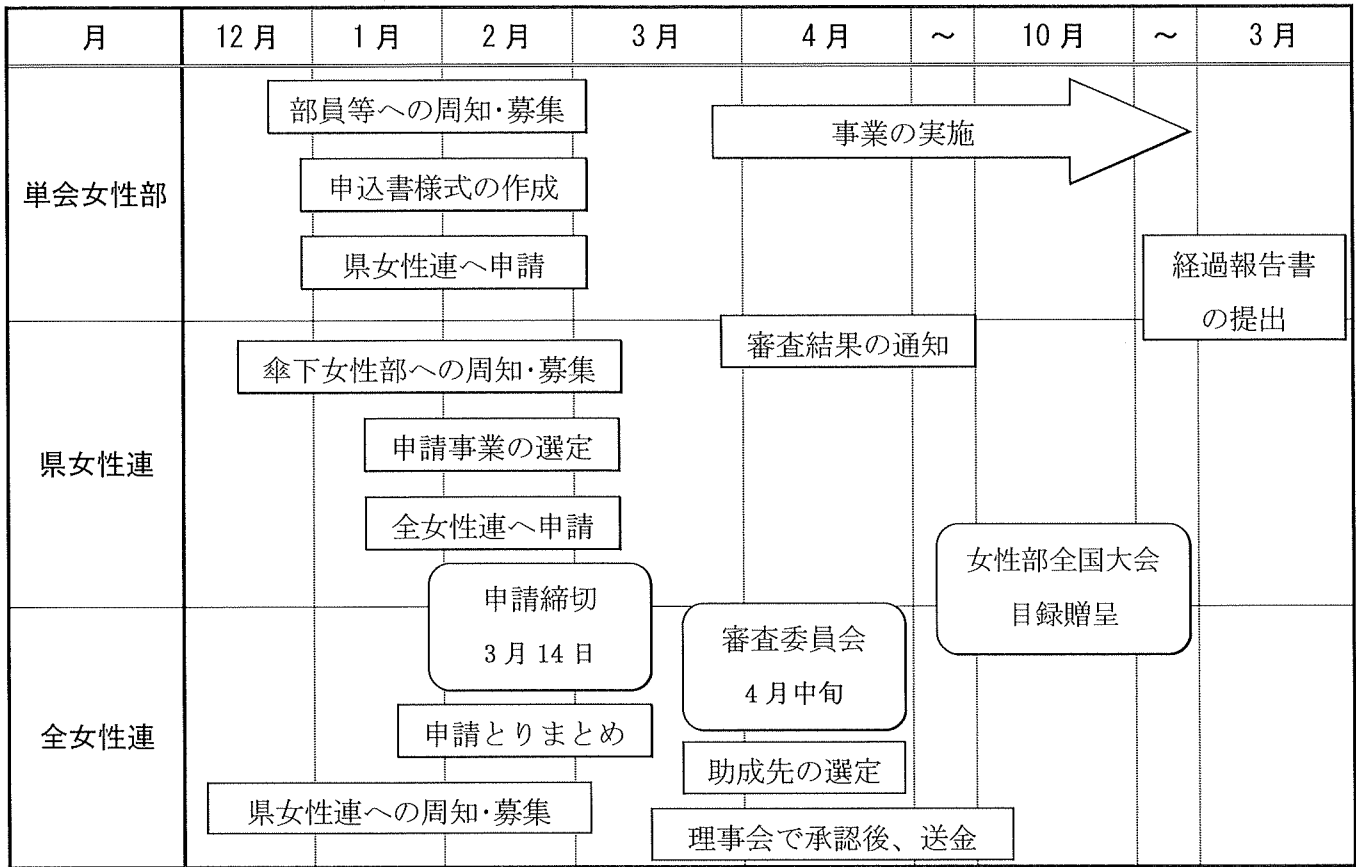
(2) 女性部員(個人)または、グループの場合：【様式2】、【様式4】

※ 必要に応じて写真等の補足資料を添付ください。詳細については、【別添 助成金申込書記入上の留意点】をご確認ください。

8. 事業実施スケジュール

令和6年 令和7年

令和8年



事業主、人権啓発担当者様

長浜市企業内人権教育推進協議会	会長	片桐 隆治
長浜商工会議所	会頭	大塚敬一郎
長浜市商工会	会長	押谷 小助
湖北地域雇用対策協議会	会長	月ヶ瀬義雄
長浜市長		浅見 宣義 (公印省略)

企業内人権教育「経営者研修会」の開催について（ご案内）

初春の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろは、企業内人権教育の推進にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、企業における人権教育活動の重要性が年々高まっていることを踏まえ、これまでから各種団体が連携し、企業の経営者の方々を対象とした研修会を開催しているところです。今年度は、子どもたちの笑顔あふれるまちづくりに取り組む市民団体である「長浜 cheer for 子育て実行委員会」とも共催し、下記のとおり研修会を実施します。

つきましては、趣旨をご理解いただき、参加くださいますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 開催日時 令和7年2月17日（月）14:00～16:00（受付13:30～）
- 2 参加方法 会場参加または録画配信の視聴
- 3 会場 びわ文化学習センター「リユートプラザ」ホール（長浜市難波町505）
- 4 内容

演題 「ウェルビーイングな働き方」～すべての人が幸せに生きるために～
講師 EVOL株式会社 代表取締役CEO 前野 マドカ氏



「幸せな人は仕事のパフォーマンスも高い」ことが、近年の研究で明らかになっています。「ウェルビーイング」とはどのような言葉なのか、「ウェルビーイング」を経営に取り入れるとどんな効果があるのか。

これまでに多くの企業や自治体で講演やワークショップなどを行ってきた前野マドカ氏に、幸福度を上げる社内のコミュニケーションなど実践的なウェルビーイング経営の取組についてお話をいただきます。

※別紙「長浜 cheer for スクール」のチラシもご覧ください。

- 5 対象者 市内各企業・団体の経営者・人権啓発リーダー、及び、子育て関係団体・個人等
- 6 申し込み 下記のフォームから、2月13日（木）までに申し込みください。
- 7 その他 YouTubeによる録画配信は、2月下旬から約1か月配信する予定です。

【申し込みフォーム】

<https://logoform.jp/f/pOiup>



事務局：長浜市産業観光部商工振興課

担当 岩崎・川村

TEL：65-8766 FAX：64-0396

E-mail：kigyou-jinken@city.nagahama.lg.jp



長浜 cheer for スクール

楽しんでくなくっちゃ
長浜じゃないさ

～幸せに働き暮らすために～

長浜 cheer for 子育て! では
子育てを応援する活動に取り組む多様な団体・事業所向けに

★たのしむ・つながる ★つたえる ★しる・まなぶ の取組を行っています。

「しる・まなぶ」の取り組みとして、
「幸せな働き方や暮らし方」をテーマにスクールを開催します。

2025 2/17月

14:00～16:00 (受付 13:30～)

会場

びわ文化学習センター
「リュートプラザ」ホール
(長浜市難波町 505)

対象

子育て団体・個人、
子育て支援活動に関心のある方、
長浜 cheerfor 子育て登録企業・団体
市内各企業、事業所の経営者、
人権啓発リーダー

演題

「ウェルビーイングな働き方」 ～すべての人が幸せに生きるために～



講師

EVOL株式会社
代表取締役CEO
前野マドカ氏

EVOL 株式会社代表取締役 CEO。
武蔵野大学ウェルビーイング学部
客員教授。慶應義塾大学大学院シ
ステムデザイン・マネジメント研
究科附属 SDM 研究所研究員。一
般社団法人ウェルビーイングデザ
イン理事。IPPA (国際ポジティブ
心理学協会) 会員。幸せを広める
ワークショップ、コンサルティング、
研修活動及びフレームワーク
研究・事業展開、執筆活動を行っ
ている。システムデザイン・マネ
ジメント学、幸福学の研究者であ
る前野隆司の妻。二児の母。

『仕事も人生もスーッと整う
幸せになる練習。』
(ずばる舎、2024年)



長浜 cheer for 子育て! とは?
長浜で子育てしたい! 長浜の子育てを応援したい!
みんなで子育てできる長浜へ! をコンセプト活動しています。

HPはこちら



主催

長浜市企業内人権教育推進協議会、長浜 cheer for 子育て実行委員会、
長浜市、長浜商工会議所、長浜市商工会、湖北地域雇用対策協議会

参加費無料

カスタマーハラスメント対策セミナー

～職場の安心を築くために～

「カスタマーハラスメント(略称カスハラ)」対策は、企業価値を高め、優秀な人材の確保と定着につなげるためにも急務となっています。しかし、対策の必要性を感じてはいるものの、何をすればよいのか頭を悩ませている企業は少なくありません。

本セミナーでは、従業員が安心して働くことができる職場づくりのために企業が取り組むべきカスタマーハラスメント対策について分かりやすく解説します。

職場からオンライン
で参加できます！



日時 2025年2月6日(木) 14:00～16:00

実施方法 オンライン生配信(Zoom ウェビナー)

講演 「カスタマーハラスメント対策セミナー～職場の安心を築くために～」

講師 特定社会保険労務士 / 公認心理師 山田 真由子 氏



約15年のOL生活を経て、2006年12月に開業。現在は、社労士業務を行う傍らコンサルタント・講師・筆者という三つの肩書で活動中。採用・定着・育成の専門家として活動している。『外国人労働者の雇い方完全マニュアル』C&R研究所、『会社に泣き寝入りしないハラスメント防衛マニュアル 部長、それってパワハラですよ』徳間書店、『すぐに使える！はじめて上司の対応ツール』税務経理協会、『部下を知らない上司のための育成の極意』労働新聞社 他。

対象 県内企業の人事労務担当者、管理者、経営者等

定員 先着100名程度

県ホームページ

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/339227.html>

お申し込み方法は裏面をご覧ください。

主催/ 滋賀県 後援/ 滋賀労働局、一般社団法人滋賀経済産業協会、滋賀県社会保険労務士会

【お問合せ】滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 ☎ 077-528-3751 ✉ fe0001@pref.shiga.lg.jp

お申し込み方法

申込受付 令和7年1月26日(日)まで

「しがネット受付サービス」によりお申し込みいただけます。

バーコードを読み取っていただくか、下記 URL からフォームに沿ってお申し込みください。



ご不明点がありましたら、
お気軽に労働雇用政策課まで
お問い合わせください。



<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/r6roumu>

※下記県ホームページからもお申し込みいただけます。

滋賀県ホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/>)より 令和6年度 労務管理セミナー で検索いただくか、下記 URL を入力しアクセスしてください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/339227.html>

滋賀県>県民の方>しごと・産業・観光>しごと・雇用>お知らせ・注意

注意事項、ご案内

- ・申込時にご入力いただきましたご連絡先等の情報は、当セミナー運営および必要事項を連絡させていただく場合にのみ使用します。
- ・本セミナーは Zoom ウェビナーを利用したオンラインセミナーです。Zoom のアプリを使用します。
- ・Zoom アプリのインストールされたパソコン、スマートフォンからご参加いただけます。
- ・参加にかかる通信料金は、参加者負担となります。
- ・申込受付後(セミナー2日前までに)、ご登録いただいたメールアドレスあてにセミナーへの参加 URL と参加方法をお送りします。
- ・本セミナーに関してご不明点等ございましたら、チラシ表面に記載しております、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課までお問い合わせください。

～業務をデジタル化するための第一歩を学ぶ～

DX・デジタル化の進め方

研修のねらい

AI、IoT、RPAなどのデジタル技術が急激に進展しており、今後5Gの普及によりさらなるDX・デジタル化が予想されます。コロナウィルス感染症の影響によるリモートワーク等の職場環境対応や労働生産性の向上など、中小企業におけるデジタル技術の活用もより一層重要となってきています。

本研修では、DX・デジタル技術の進展が中小企業に与える影響を理解したうえで、実際にデジタル技術を活用して成果を上げている中小企業の事例や最新のデジタルツールの活用法を押さえ、自社のデジタル化に向けた構想を検討します。

研修のポイント

- ✓ **DX・デジタル化の進展が中小企業に与える影響を理解します。**
- ✓ **最新のデジタルテクノロジーと中小企業での活用法が学べます。**
- ✓ **自社のビジネスモデルや業務プロセスを整理し、デジタル化に向けたイメージを描きます。**

研修期間

2025年
2/27 木 ~ **2/28** 金
(2日間、14時間)

対象者

経営幹部・管理者

- DXのイメージを掴みたい方
- 最新のデジタルテクノロジーを把握したい方
- 自社のデジタル化に向けた第一歩を踏み出したい方

定員 **20**名

受講料 **22,000**円(税込)

会場

長浜ビジネスサポートセンター

長浜市高田町12番34号

月日	時間	科目	内容
2/27 <small>木</small>	9:30-9:40	事務連絡	
	9:40-12:40	なぜデジタル化が必要か	DX(デジタルトランスフォーメーション)の概念や中小企業にも導入可能な最新のデジタルテクノロジーについて事例を通じて学び、デジタル化の進展が中小企業に与える影響やデジタル化しないことのリスクについて考えます。 <ul style="list-style-type: none"> • Society5.0がもたらす社会変化(デジタル化しないとどうなるか?) • DX(デジタルトランスフォーメーション)とは • 生成AI活用の基礎 • ありがちな失敗事例から学ぶ、導入前に必ずやるべきこと
	13:40-17:40	デジタル化による業務プロセスの見直し(演習)	デジタルツールを活用して業務をどのように自動化・効率化していくかをケース演習を交えて学びます。 <ul style="list-style-type: none"> • 業務プロセスの可視化、デジタルツールの活用 • 業務プロセスの自動化、効率化を考える(演習)
2/28 <small>金</small>	9:30-12:30	デジタル化による業務プロセスの見直し(演習)	(前日の続き)
	13:30-17:30	自社のデジタル化構想(演習)	研修のまとめとして、自社にあったデジタル化のビジョンを描きます。 <ul style="list-style-type: none"> • 自社の現状分析と課題 • 自社のデジタル化構想(演習)
	17:30-17:40	修了証書交付	

※事務連絡等を含んだ時間：14時間20分

※カリキュラムは都合により、変更になる場合がございます。

講師紹介(敬称略)



株式会社カレッジフェイス
代表取締役

岩岡 博徳 (いわおか ひろのり)

中小企業診断士、ITコーディネータ、東洋大学大学院経営学研究科特任教授。総合電機メーカー系商社で経営企画などに従事し、2004年に経営コンサルタントとして独立開業、2008年に法人化し代表取締役に就任した。自社でのマネジメント改革を通じ、ITによる業務効率化や事業計画策定、PDCA型マネジメント導入を得意とする。現在は事業承継を行い、省庁や都県等の公的機関、金融機関を通して数多くの中小企業支援を行っている。

受講対象について

資本金又は従業員数のいずれかが、右記の表に掲げる範囲に該当する日本国内の中小企業の経営者・管理者・従業員、後継者の方ならどなたでも受講できます。

(※)その他の業種には、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険業、不動産業等が含まれます。

区分	資本金	従業員数
製造業、運輸業、建設業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、その他の業種（※）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下



① 中小企業大学校 関西校ホームページの各研修ページよりお申込みください。

<https://www.smrj.go.jp/institute/kansai/>

「関西校」で検索できます

関西校のページ≫ 研修一覧・受講申込み≫ 中小企業者向け研修 研修一覧【2024年度】各研修をクリック

受講申込みのご案内



② 申込みが完了しますと、「事務連絡先担当者」のメールアドレスに、確認メールが送信されます。

③ 開講のおおむね1か月前に「受講決定通知書」が送付されます。受講料のお振込みのご案内、カリキュラム等が同封されます。

※送付先は事務連絡先担当者様、または代表者様宛です。

④ 所定の期日までに受講料をお振込みください。

⑤ 研修開始時間までに会場にお越しください。

(※2) 申込者多数の場合より多くの企業の皆様に受講の機会が提供できるよう、1企業あたりの受講人数を調整させていただくことがあります。予めご了承ください。

アクセス



アクセス

<長浜ビジネスサポートセンター>

- JR「長浜」駅から徒歩13分
- 湖国バス「西中前」停留所すぐ
- 無料駐車場あり

お問い合わせ

中小企業大学校関西校

TEL:06-6530-0029 大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング27階